

第 12 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和 4 年 7 月 11 日（月）11：25～11：31

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員 10 名

資 料：第 12 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書
資料 1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例第 3 条（政治倫理規
準）の改正に向けた正副座長案の方向性について

委 員：ただいまから第 12 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。前回の会議では、条例改正に関する検討課題の項目のうち、二つの項目について意見が分かれたままとなっていた。本日はその項目について、正副座長案をお示しする前の方向性について議論いただきたいと考えている。それでは協議に入る。まず 1 点目の、条例改正素案に関する、前回までの会議で意見が分かれたままとなっている 2 項目について、正副座長案の方向性として資料 1 のとおり整理させていただいた。正副それぞれの、会派での調整などもこれからの状況であるが、正副座長としてはこの方向で進めたいと考えているので、あらかじめこの案を委員の皆様へお示しさせていただき、この案で受け入れることができるかどうかについて、各会派に持ち帰って検討いただければと考えている。それでは正副座長案の方向性について説明させていただく。

ここで 1 点目、まず一つ目の第 3 条第 2 号の条文について。これまでの議論では、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明を条文にあえて書き込むべきという意見、これが A 案。その反対に、あえて書き込むべきではないという意見、B 案に分かれている。このことを受けて、正副座長案の方向性の考え方は、一番右の列に記載させていただいているとおり、前回の会議で委員から提示いただいた、昨年度の決議文、その中に誹謗中傷及び差別表現への賛同表明等の事案が発生したとの記述があったことを踏まえて、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明の条文を残すというもの。また、これまでの議論の中で、賛成の意見の表明について、審査会で審査す

る際には多角的な視点が必要であり、判断するのは難しいのではないかと指摘をいただいているところ。このことに関して補足したのが、正副座長案の方向性の欄にある、二つ目の黒丸のところであり、条例の前文や第2条責務の趣旨を抛り所に議論をすることは可能ではないかという考え方を示したもの。

次に、二つ目の項目、第3条第7号の条文について。これまでの議論では、議員が与える影響を故意に限定せず、幅広に規定するべきという意見、これはA案。その反対に、幅広ではなく、故意に限定して明確に規定するべきという意見、B案に分かれている。正副座長案の方向性の考え方は、まずこの項目については、一つ目の項目のように、検討結果項目として条文を改正すると決められたものではなく、事務的に法制執務上の観点から検討を始めたものである。文章表記を整合性がないところを、少しきちっと法務的に書きぶりを改めたらどうかということで提案させていただいたもの。改正する方向でまとまらなかったため、これまでの会議の進め方に倣い、現行条文の「影響力」の表現を尊重しつつ、法制執務上の観点から、「利用して」とする素案のとおりとするもの。なので、正副座長案の方向性としては、「影響力」を「利用して」ということで提案をさせていただきたいと考えている。説明について以上だが、この点について質疑等があれば、今お出しいただいております。よろしいか。

全 員：質疑なし。

委 員：では、ないようなので、質疑等これまでとさせていただく。それでは、この正副座長案の方向性について、各会派に持ち帰っていただき、この方向性を受け入れることができるかどうかについて、検討いただければと考えているが、よろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにさせていただく。次回の会議では、それぞれの会派から検討結果を報告いただきたいと考えているので、よろしく願いしたい。協議いただく事項は以上だが、他に何かないか。

全 員：意見なし。

委 員：なければ以上で第12回プロジェクト会議を終了する。